

箕市政第15号の2  
平成24年(2012年)6月28日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二様

箕面市長 倉田 哲郎

初夏の候 貴台におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素は、本市行政諸般にわたり格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、2012年5月30日付けで提出されました要望について、下記のとおり回答します。

記

内 容	回 答
<p>1. 国民健康保険について</p> <p>① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。 (減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)</p> <p>② 法令を遵守し「給付と納付は別」</p>	<p>1.</p> <p>① 本市では、平成18年度からの6年間で総額26億円の一般会計からの繰入れを行いましたが、平成23年度末での累積赤字は約28億円となり、国保財政は危機的状況に陥っています。このため、収納対策、市独自制度の見直し、一般会計からの繰入れ、そして保険料率の見直しを行うことで、単年度赤字を食い止める取組を実施しているところです。 保険料の減免については、本市条例にある保険料減免措置を持続し、低所得者や、多子世帯、障害者などの減免に対応していきます。 また、一部負担金の減免についても本市条例を遵守し、必要に応じて対応していきます。 これらの減免については、様々なケースがあることから、個別対応とし、保険料の納付方法や減免制度の説明、場合によっては、生活保護担当と連携をとって対応していきます。</p> <p>(市民部 国保年金課)</p> <p>② 資格証明書は、災害等の特別の事情が</p>

であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

あると認められる場合を除き、保険料滞納世帯に対して被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することが義務化されたものであり、短期保険証についても、負担の公平性を図る観点から、止むを得ないものと考えています。

しかし、本市では交付要件を満たしていることだけを捉えて一律的に交付するのではなく、滞納者との接触機会を増やし、納付相談・納付指導を行いながら生活状況を把握することを心がけており、資格証明書の交付についてはより慎重に対応しているところです。

また、短期被保険者証については、長期未交付はせず、有効期限が切れる前に新しい被保険者証を送付しており、無保険状態にはならないよう留意していますし、18歳以下の子どものいる世帯については、法令に基づき18歳以下の子どもには資格証明書を交付しないこととなっていますので、短期証を交付しています。

(市民部 国保年金課)

③ 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行なわず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

③ 財産調査・差押については、法令を遵守するとともに、個々の事情等を考慮した運用を図っています。

滞納理由については、生活状態など納付相談を通じ十分に聞き取り、明らかに納付が困難と判断される場合は、分割納付や徴収猶予として生活困窮に陥らないよう柔軟に対応しています。

また、生活保護の受給及び破産決定を受けた世帯に対しては、滞納処分の執行停止を行うとともに、当該年度をもって不納欠損として会計処理しています。

なお、納付相談に応じようとしない、分割納付を繰返し履行しない又は資力が十分であるが納付意思が薄弱など、悪質性が高いと判断される場合については、公平性の観点から、やむを得ず財産調査や差押えなどの滞納処分に着手することになります。

(市民部 収納整理担当)

④ 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保

④ 市民部収納整理担当では、窓口や電話により常勤職員4名による納付相談を実施しており、必要な場合については、

護担当課とつなぐよう庁内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

⑤ 国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

⑥ 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

## 2. 検診について

① 特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとすること。

② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

③ 人間ドック助成もを行うこと。

法律相談、生活相談、労働相談及び市民相談などの窓口を案内するなど、アドバイスしています。

(市民部 収納整理担当)

⑤ 医療費が増加していく中、今のところ国や府のさらなる財政支援はなく、保険料の値上げか、市町村の一般会計からの繰入れの増額をするしかないのが現状です。しかし、一般会計からの繰入れにも限度があり、本市としては、国や府に対し、国庫負担増や調整交付金増などその申請内容も含めて、財政支援を要望していきます。また、国保広域化については、今後もその動向に注視していきます。

(市民部 国保年金課)

⑥ 国民健康保険運営協議会は公開し、傍聴を認めており、資料の配付も行っています。また、議事録を作成し、ホームページへの掲載も行っています。

(市民部 国保年金課)

## 2.

① 特定健診については、市国民健康保険にご加入のかたに国基準の検査項目に腎機能検査等を追加した上で、身近なかかりつけ医等の医療機関、市立医療保健センターにおいて、無料で実施しています。

(健康福祉部 健康増進課)

② がん健診についても、身近なかかりつけ医等の医療機関、市立医療保健センターにおいて、特定健診と同時受診できる体制を整えており、自己負担金は無料にしています。

(健康福祉部 健康増進課)

③ 市国民健康保険にご加入のかたが市立医療保健センターで人間ドックを受診する場合に助成を行っています。

(健康福祉部 健康増進課)

### 3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げるここと。

特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

- ① 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

- ② 軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

- ③ 低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

### 3.

- ① 一般会計からの繰入れによる保険料の引き下げは、想定されていません。

介護保険制度では、国民健康保険制度のように低所得者のかたの保険料に対して、直接公費（税金）を充て軽減する制度となっていません。そのため、現制度での介護保険料の大幅な軽減拡大は、他の被保険者に負担をお願いすることになることから、現時点で軽減の拡大は考えていません。

（市民部 介護・福祉医療課）

- ① 介護保険施設及び居住系サービスの整備については、3年ごとに策定する「箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、その時々の状況に応じた整備計画を策定しています。現在は、平成24年3月に策定した「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）などの公募の手続を進めています。

（健康福祉部 高齢福祉課）

- ② 「介護予防・日常生活支援総合事業」については、高齢者の実態やニーズを把握した上で、既存サービスとの関係性も考慮しながら、事業の必要性について慎重に検討していきます。一般会計で行う高齢者施策は、既存施策の実施状況等を検証し、必要に応じた展開を進めます。

（健康福祉部 高齢福祉課）

- ③ 利用料の減免は、災害や収入の著しい減少など特別な事情による生活困難者に対応できるよう条例に基づき制度化しており、これを拡充することは考えていません。

処遇改善加算は、人材を確保して適切な介護サービスの質を保つために、介護職員の人工費分として介護報酬に加算されたもので、これを市が独自に助成することは考えていません。

（市民部 介護・福祉医療課）

<p>④ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。</p>	<p>④ 本市では、市独自のルールはなく、法令通知・大阪府Q&amp;Aに基づき、適切な介護サービスが提供されるよう努めています。</p>
<p>⑤ 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ&amp;Aや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。</p>	<p>⑤ 本市においても、訪問介護における生活援助の時間区分の見直しの留意事項について通知しています。</p>
<p>⑥ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。</p>	<p>⑥ 地域包括支援センター、民生委員・児童委員、地区福祉会、自治会、社会福祉協議会など、各機関との連携を深め、情報提供やネットワークづくりを進める中で、「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。</p>
<p>4. 生活保護について</p>	<p>4.</p>
<p>① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。</p>	<p>① ケースワーカーについては「標準数」に基づく正規職員の配置をめざし、実施体制の充実を図っていきます。なお、ケースワーカーの他に、就労支援相談員、面接相談員、母子相談員を配置し、被保護世帯への支援体制の充実を図っています。また、事例検討などで隨時職場内研修を行っているほか、全国生活保護ケースワーカー研修会等の研修への参加などによりケースワーカーとしての知識や態度における資質向上を図っています。</p>
<p>② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。</p>	<p>② 「生活保護のしおり」については、制度をわかりやすく説明したものを作成し、丁寧な説明を行い、相談者には必ず配布しています。なお、相談段階では活用できる制度が他にあり、保護を受けなくても生活することができる場合があるので、必要に応じて申請用紙を渡し、申請権を保障しています。</p>
<p>③ 申請時に違法な「助言指導書」な</p>	<p>(健康福祉部 生活福祉課)</p>
	<p>③ 就労指導については、本人の稼働能</p>

<p>どを出さうこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の場を確保すること。</p>	<p>力、健康状態、傷病や障害の状況、年齢などを総合的に評価し、専門医の意見が必要な場合は、専門医への受診など、画一的な対応にならないよう配慮するとともに、ハローワーク等の機関との連携を図りながら就労への支援を行っています。また、指導については生活保護法の規定に基づき適正な取り扱いを行っています。</p> <p>(健康福祉部 生活福祉課)</p>
<p>④ 通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。</p>	<p>④ 通院移送費については、医療扶助運営要領に基づいて支給することにより、必要な医療を受ける権利を保障するべく周知を図ります。「しおり」には基本的に周知すべき事柄について記載していますが、その他、何かわからないことがあれば気軽にご相談いただきたい旨を表紙に記載しています。</p> <p>(健康福祉部 生活福祉課)</p>
<p>⑤ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉院時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できることにする。</p>	<p>⑤ 子どものキャンプや修学旅行など、医療券の事前交付が困難である場合は、医療券に代えて医療扶助受給証明書を発行し、指定医療機関での受診に支障がないように対応しています。</p> <p>(健康福祉部 生活福祉課)</p>
<p>⑥ 自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。</p>	<p>⑥ 国の示す指針により、生活維持及び自立の助長に必要な場合は、自動車の保有を認め、適正に執行しています。</p> <p>(健康福祉部 生活福祉課)</p>
<p>5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて</p> <p>① 全国で最低レベルの子どもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。</p>	<p>5.</p> <p>① 本市では、平成21年4月から、所得制限を設けず、通院を小学校入学前までに、入院を中学校入学前までに拡大して、現物給付（府内）による医療費助成を実施していますが、現時点での対象年齢の拡大は予定していません。</p> <p>一部自己負担額については、他の医療費助成制度と同様で、府内共通の取扱いとなっています。</p> <p>(利用者負担：1医療機関で1日につき限度額500円、ひと月の限度額2,500円)</p>

(市民部 介護・福祉医療課)

② 全国最低レベルの妊婦健診を全国並み（14回、10万円程度）の補助とすること。

② 本市の妊婦健康診査公費助成額は、平成24年4月から1,500円増額し、総額53,500円としました。なお、平成25年度以降の妊婦健康診査については、現在、国において審議されている「子ども・子育て新システム」の中に位置づけられており、補助金等についても未定であることから、今後については、財源措置の状況を見ながら検討していきます。

(健康福祉部 健康増進課)

③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみるとこと。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

③ 本市においては、課税対象となる「合計所得金額」を就学援助制度の認定基準としています。

また、この所得は前年所得となるため、6月中旬以降に所得が確定されて以後、認定作業を行うこととなります。したがって、認定、通知、必要書類の回収等を経て、支給（口座振替）を行うことができる時期は、例年7月中旬となっています。

なお、申請手続きについては通年で学校及び市教委において受付けています。

(教育推進部 学校管理課)

④ 子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

④ 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、平成24年度までの時限措置として、国の補助制度を活用し、公費助成を実施していますが、接種費用が高額な状況であるため、一部自己負担金（子宮頸がん4,000円、ヒブ2,000円、小児用肺炎球菌2,500円）をお願いしているところです。

平成25年度以降においては、これらの3ワクチンは、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が示した「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」を受け、法定接種化の方向が決定していますが、財源等については今後検討がなされるため、法定接種となった場合の接種費用についても、国庫補助の有無等、財源の動向を見ながら検討していきます。

(健康福祉部 健康増進課)

⑤ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

⑤ 平成22年度に打ち出した「子育て支援の新展開（案）」に基づいて、子育て応援のための私立幼稚園支援策の充実、子育て支援センターの全市展開に向けた出張子育てひろばなどを実施しています。

平成21年度から、子どもの医療費助成の対象年齢を拡大し所得制限をなくすとともに、ひとり親家庭に対して、児童扶養手当の支給、学童保育料の減免等の経済的支援と保育所、市営住宅入居の配慮や母子家庭自立支援教育訓練給付金等の子育て就労支援など、多様な子育て世代支援の取組をしていますが、「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など家賃補助の制度化についての考えはありません。

（子ども部 子ども支援課）

## 6. 地域要望

### ① 介護保険料値上げに関する要望

第4期末の準備基金の第5期への繰入率が49.1%と少額で、保険料引き上げ率が21.3%、853円の引き上げがされた。

『保険料の減免申請に窓口へ行ったが、貴方は対象にならないと申請用紙も渡さなかった』本算定までに、減免をしやすく無条件で申請用紙を渡すよう要求する。

### ② 国民健康保険料の値上げに関する要望

昨年は国保単年度会計が黒字になり、基金を積み立てて値上げをストップさせた。今年も積み立てた基金を取り崩して値上げをしない、と言っていたが、国保運営協議会で突然値上げを決定した。

『41歳の母子家庭の家族が、3割の窓口負担金の支払いが困難になり、市役所へ国民健康保険の申請を行ったが、窓口で冷たく対応されて感情的になり、帰宅してからリストカットした』との事例がある。国保『資格証明書』を渡されて通院していた50歳の患者さんが通院しなくなったとの事例が

## 6.

① 減免の申請用紙については、申請に来られた場合、相談を受けて減免要件に該当するかたにお渡ししており、特に、申請用紙を渡すことによる条件を設けているものではありません。

（市民部 介護・福祉医療課）

② 医療費が増加していく中、保険料と公費と国保財政の健全化のバランスが重要となります。今のところ国や府のさらなる財政支援ではなく、保険料の値上げか、一般会計からの繰入れの増額をするしかないのが現状です。しかし、一般会計からの繰入れにも限度があり、結果として、保険料の増額をお願いしています。

本市としては、国や府に対し、財政支援を要望するとともに、医療費の適正化や収納対策の強化など国保財政の健全化に取り組んでおります。

（市民部 国保年金課）

ある。値上げはせず、値下げをすること。

③ 生活保護費からの介護保険料の滞納分徴収を通告された。との事例がある。

国保料と同様に滞納分については請求をせず、滞納処分の停止も行うこと。

④ 各種予防ワクチン接種の助成を拡大すること。

⑤ 街かどディハウスへの補助金をカットしないこと。

送迎バスがなくなってしまうとの利用者からの不満が寄せられている。

③ 介護保険では、2年を過ぎた滞納保険料が時効消滅となった場合、介護を受ける際に給付額の減額措置の要件となることから、分割納付等の納付相談を行っています。

なお、滞納になった介護保険料に対する滞納処分の実績はありません。

(市民部 介護・福祉医療課)

④ 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、本年5月23日「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」として、7ワクチンを新たに予防接種法の対象とすることが提言されました。うち、平成25年度から法定接種化の方向が決定された子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌を除く、4ワクチン（水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）についても、今後の国の動向を見ながら、助成制度の導入について検討していきます。

(健康福祉部 健康増進課)

⑤ 利用者の送迎については、補助金の算定内容にはなく、公共交通機関の利用が困難な方に対し、街かどディハウスが個別に判断して実施しているものです。

平成24年度は、街かどディハウス運営事業費補助金のうち、暫定的に設置した特別加算を廃止しましたが、別途実施している介護予防教室の開催に対する委託事業を拡大し、減額分を補うことが可能な予算措置を行っています。

(健康福祉部 高齢福祉課)

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市 市民部 市民相談・管財担当

TEL: 072-724-6723 (直通)

FAX: 072-723-5538

MAIL: soudankanzai@maple.city.minoh.lg.jp